

第 4 章

分類項目名及び内容説明

Ⅰ 輸送・機械運転の職業

電車・自動車・船舶・航空機の運転・操縦、定置機関・定置機械・建設機械の運転などの仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 65 鉄道運転の職業
- 66 自動車運転の職業
- 67 船舶・航空機運転の職業
- 68 その他の輸送の職業
- 69 定置・建設機械運転の職業

65 鉄道運転の職業

鉄道・軌道の電車・機関車・気動車などを運転する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 651 電車運転士
- 659 その他の鉄道運転の職業

651 電車運転士

電車を運転する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ジェットコースターの運転・操作に従事するもの [406]
- (2)ロープウェイの運転・操作に従事するもの [699]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

- 651-01 電車運転士

651-01 電車運転士

電車を運転する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ジェットコースターの運転・操作に従事するもの [406-03]
- (2)ロープウェイの運転・操作に従事するもの [699-02]
- 地下鉄運転士、モノレール運転士、路面電車運転士
- × ジェットコースター操作員 [406-03]、ロープウェイ運転員 [699-02]

659 その他の鉄道運転の職業

機関車・気動車の運転、その他 651 に含まれない、鉄道車両を運転する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

659-01 鉄道機関士

659-99 他に分類されない鉄道運転の職業

659-01 鉄道機関士

電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車を運転する仕事に従事するものをいう。

- 蒸気機関士、ディーゼル機関士、電気機関士

659-99 他に分類されない鉄道運転の職業

気動車の運転、その他 659-01 に含まれない、鉄道車両を運転する仕事をいう。

- 気動車運転士、工場気動車運転士、ディーゼルカー運転士

66 自動車運転の職業

バス・乗用自動車・貨物自動車などの各種の自動車を運転する仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 661 バス運転手
- 662 乗用自動車運転手
- 663 貨物自動車運転手
- 669 その他の自動車運転の職業

661 バス運転手

路線バス・貸切バス・送迎バスを運転する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 661-01 路線バス運転手
- 661-02 貸切バス運転手
- 661-03 送迎バス運転手

661-01 路線バス運転手

路線バスを運転する仕事に従事するものをいう。

- 観光路線バス運転手、高速バス運転手、コミュニティバス運転手、乗合バス運転手

661-02 貸切バス運転手

貸切バスを運転する仕事に従事するものをいう。

- 貸切観光バス運転手

661-03 送迎バス運転手

送迎用バスを運転する仕事に従事するものをいう。

- 自家用バス運転手、シャトルバス運転手、スクールバス運転手、マイクロバス運転手

662 乗用自動車運転手

乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 662-01 自家用乗用自動車運転手
- 662-02 営業用乗用自動車運転手
- 662-03 自家用乗用自動車運転代行人

662-01 自家用乗用自動車運転手

自家用乗用自動車を運転して、会社役員の送迎などを行う仕事に従事するものをいう。
 なお、自家用バスの運転に従事するものは、[661-03] に分類する。

- 役員車運転手
- × 自家用バス運転手 [661-03]、マイクロバス運転手 [661-03]

662-02 営業用乗用自動車運転手

営業用乗用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

- 介護タクシー運転手、タクシー運転手、タクシー乗務員、タクシードライバー、乗合タクシー運転手、ハイヤー運転手

662-03 自家用乗用自動車運転代行人

他人の求めに応じて、自家用乗用自動車の運転を代行する仕事に従事するものをいう。

- 自動車運転代行人

663 貨物自動車運転手

トラック・トレーラートラック・コンクリートミキサー車・ダンプカー・タンクローリー・ごみ収集車・車載専用車などの貨物運送用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

ただし、貨物運送用自動車を運転して荷物・商品などを集配する仕事に従事するもの [755] を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトの運転に従事するもの [684]
- (2)資材・荷物などの積み卸しの作業にもっぱら従事するもの [753]

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 663-01 トラック運転手
- 663-02 トレーラートラック運転手
- 663-03 コンクリートミキサー車運転手
- 663-04 ダンプカー運転手
- 663-05 タンクローリー運転手
- 663-06 ごみ収集車運転手
- 663-07 自動車陸送員
- 663-99 他に分類されない貨物自動車運転手

663-01 トラック運転手

トラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するものをいう。
 ただし、以下のものを除く。

- (1)トレーラートラックの運転に従事するもの [663-02]
- (2)トラックを運転して荷物・商品などを集配する作業に従事するもの [755]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)ダンプカーの運転に従事するもの [663-04]
- (2)資材・荷物などの積み卸しの作業にもっぱら従事するもの [753-02]
- 大型トラック運転手、クレーン架装トラック運転手、小型トラック運転手、中型トラック運転手、トラック運転手（冷蔵・冷凍車）
- × トレーラートラック運転手 [663-02]、ダンプカー運転手 [663-04]、積卸作業員 [753-02]、宅配便配達員 [755-01]、ルート配送員 [755-02]

663-02 トレーラートラック運転手

トレーラートラックを運転して、資材・荷物などを運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)車載専用車の運転に従事するもの [663-07]
- (2)資材・荷物などの積み卸しの作業にもっぱら従事するもの [753-02]
- 貨物トレーラー運転手、トレーラートラック運転手（冷凍・冷蔵車）
- × キャリアカー運転手 [663-07]、積卸作業員 [753-02]

663-03 コンクリートミキサー車運転手

コンクリートミキサー車を運転して、生コンクリートをかくはん（攪拌）しながら運搬する仕事に従事するものをいう。

- 生コン車運転手、ミキサー車運転手

663-04 ダンプカー運転手

ダンプカーを運転して、土砂・じゃりなどを可動式の荷台に積んで運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、トラックの運転に従事するものは、[663-01] に分類する。

- ダンプ運転手、ダンプトラック運転手
- × トラック運転手 [663-01]

663-05 タンクローリー運転手

タンクローリーを運転して、液体・高圧ガスなどを輸送する仕事に従事するものをいう。

粉粒体運搬車を運転する仕事に従事するものを含む。

- セメントローリー運転手、バルク車運転手

663-06 ごみ収集車運転手

ごみ収集車を運転して、ごみ（家庭の廃棄物および事業所の一般廃棄物）を処理場に運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。

(1)し尿汲取車の運転に従事するもの [663-99]

(2)貨物自動車を運転して産業廃棄物を運搬する仕事に従事するもの [669-99]

(3)ごみ収集車に乗り組み、ごみを取り集める作業に従事するもの [764-01]

- 家庭ごみ収集車運転手、事業所ごみ収集車運転手、じん芥収集車運転手、パッカー車運転手
- × し尿汲取車運転手 [663-99]、産業廃棄物運搬車運転手 [669-99]、ごみ処理作業員 [764-01]

663-07 自動車陸送員

車載専用車を運転して、自動車を運搬する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)貨物自動車を運転して建設用機械車両を運搬する仕事に従事するもの [669-99]

(2)レンタカーを回送運転して所定の場所に移動する仕事に従事するもの [669-99]

- キャリアカー運転手、車載専用車運転手
- × 建設用機械車両運搬車運転手 [669-99]、レンタカー回送運転手 [669-99]

663-99 他に分類されない貨物自動車運転手

し尿汲取車・霊きゅう車の運転、その他 663-01～663-07 に含まれない、貨物運送用自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

- し尿汲取車運転手、霊きゅう車運転手

669 その他の自動車運転の職業

散水車・放送宣伝車の運転、その他 661～663 に含まれない、自動車を運転する仕事をいう。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

669-99 その他の自動車運転の職業**669-99 その他の自動車運転の職業**

散水車・放送宣伝車の運転、その他 661～663 に含まれない、自動車を運転する仕事をいう。

- 産業廃棄物運搬車運転手、散水車運転手、建設用機械車両運搬車運転手、放送宣伝車運転手、レンタカー回送運転手
- × 消防自動車運転手（消防員） [452-01]

67 船舶・航空機運転の職業

船舶（漁労船を除く）の機関の運転・整備、航空機の操縦の仕事、および船内所属員の指揮監督、甲板部員の指揮監督、操船・機関監視、水先案内の仕事を行う。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 671 船長（漁労船を除く）
- 672 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
- 673 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
- 674 航空機操縦士

671 船長（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航、その他その船舶に属する一切の業務を統括する仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 671-01 貨客船船長
- 671-02 作業船船長
- 671-99 他に分類されない船長（漁労船を除く）

671-01 貨客船船長

貨客船・貨物船・旅客船に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航、その他その船舶に属する一切の業務を統括する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)巡視船の船長であるもの [442-01]

(2)消防船の船長であるもの [452-01]

○ 貨物船船長、コンテナ船船長、タンカー船長、フェリー船長、旅客船船長

× 巡視船船長（海上保安庁）[442-01]、消防船船長 [452-01]

671-02 作業船船長

作業船に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、作業の安全確保、その他その船舶に属する一切の業務を統括する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)巡視船の船長であるもの [442-01]

(2)消防船の船長であるもの [452-01]

- 給油船船長、砂利採取船船長、しゅんせつ船船長、タグボート船長
- × 巡視船船長（海上保安庁）[442-01]、消防船船長 [452-01]

671-99 他に分類されない船長（漁労船を除く）

診療船・遊覧船の船長、その他 671-01 および 671-02 に含まれない、船舶の船長の仕事に従事するものをいう。

- 診療船船長、遊覧船船長

672 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、近代化船に運航士として乗り組み、航海当直に立ち、航海士または機関士の行う船舶の運航に関する仕事のうち、操船・機関監視の仕事に従事するもの、および特定の港湾水域に出入りする船舶に水先人として乗り組み、本船船員・引船に指示して船舶を安全に誘導し、離着岸・投びょう（錨）・けい（繫）留させる仕事に従事するものをいう。

なお、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視などの仕事に従事するものは、[683] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

672-01 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

672-01 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

漁労船を除く各種船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、近代化船に運航士として乗り組み、航海当直に立ち、航海士または機関士の行う船舶の運航に関する仕事のうち、操船・機関監視の仕事に従事するもの、および特定の港湾水域に出入りする船舶に水先人として乗り組み、本船船員・引船に指示して船舶を安全に誘導し、離着岸・投びょう（錨）・けい（繫）留させる仕事に従事するものをいう。

なお、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視などの仕事に従事するものは、[683-01] に分類する。

- 貨物船航海士、水先案内人、旅客船運航士
- × 甲板員 [683-01]、小型船舶運転者 [689-01]

673 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に機関長または機関士として乗り組み、機関の運転・整備、燃料・

大分類Ⅰ 輸送・機械運転の職業

かん（缶）水の受領、潤滑油・船用品の受け払い・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。

なお、船舶機関士の指揮監督のもとに、機関各部の点検・調整・注油などの船用機関の操作に従事するものは、[683] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

673-01 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

673-01 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に機関長または機関士として乗り組み、機関の運転・整備、燃料・かん（缶）水の受領、潤滑油・船用品の受け払い・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。

なお、船舶機関士の指揮監督のもとに、機関各部の点検・調整・注油などの船用機関の操作に従事するものは、[683-02] に分類する。

- 運搬船機関長、船舶機関士、旅客船機関長
- × 船舶機関員 [683-02]、操機長 [683-02]

674 航空機操縦士

航空機に機長・副操縦士として搭乗し、航空機の操縦、位置・針路の測定、航法上の資料の算出を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、自衛隊・海上保安庁の航空機を操縦する仕事に従事するもの [431、442] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

674-01 航空機操縦士

674-01 航空機操縦士

航空機に機長・副操縦士として搭乗し、航空機の操縦、位置・針路の測定、航法上の資料の算出を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、自衛隊・海上保安庁の航空機を操縦する仕事に従事するもの [431-01、442-01] を除く。

- 機長、航空機関士、航空機副操縦士、パイロット、飛行船操縦士、ヘリコプター操縦士
- × 海上自衛官 [431-01]、航空自衛官 [431-01]、海上保安官 [442-01]

68 その他の輸送の職業

列車・観光バスの車掌業務、鉄道車両の操車・連結の作業、船舶の甲板部・機関部の作業、フォークリフトの運転、その他〔65 鉄道運転の職業〕～〔67 船舶・航空機運転の職業〕に含まれない輸送の作業をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 681 車掌
- 682 駅構内係
- 683 甲板員、船舶機関員
- 684 フォークリフト運転作業員
- 689 他に分類されない輸送の職業

681 車掌

列車・電車・観光バスなどに乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、車両後退時の誘導、観光案内などの仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 681-01 鉄道車掌
- 681-02 バスガイド

681-01 鉄道車掌

列車・電車に乗務し、発車の合図、ドアの開閉、車内の秩序保持、検札、乗車券の販売、停車駅・乗り換えの案内などの仕事に従事するものをいう。

- 車掌（鉄道）

681-02 バスガイド

貸切観光バスまたは観光路線バスに乗務し、発車の合図、車両後退時の誘導、観光案内、乗客の世話などの仕事に従事するものをいう。

なお、団体旅行に同行し、旅程の管理などの仕事に従事するものは、〔421-01〕に分類する。

- 観光バスガイド、観光バス車掌
- × 添乗員〔421-01〕、ツアーコンダクター〔421-01〕

682 駅構内係

鉄道の駅構内・操車場において、列車の組成、車両の入れ換えのため、車両の連結器等の解除・接続などの作業に従事するものをいう。

大分類Ⅰ 輸送・機械運転の職業

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

682-01 駅構内係

682-01 駅構内係

鉄道の駅構内・操車場において、列車の組成、車両の入れ換えのため、車両の連結器等の解除・接続などの作業に従事するものをいう。

- 信号係（鉄道）、操車係、連結手

683 甲板員、船舶機関員

船舶に乗り組み、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい（繫）離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視、甲板機器の保守・整備、操だ（舵）、信号などの作業に従事するもの、および船舶機関士の指揮監督のもとに、船用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの点検・調整などの船用機関を操作する作業に従事するものをいう。

ただし、漁船に乗り組み、漁労作業に従事する甲板部員および機関部員〔481〕を除く。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

683-01 甲板員

683-02 船舶機関員

683-01 甲板員

船舶に乗り組み、航海士の指揮監督のもとに、船舶のけい（繫）離・見張、貨物の積み卸しの準備・監視、甲板機器の保守・整備、操だ（舵）、信号などの作業に従事するものをいう。

ただし、漁船に乗り組み、漁労作業に従事する甲板部員〔481-02〕を除く。

なお、船舶に航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督するものは、〔672-01〕に分類する。

- 甲板手、甲板部員
- × 漁船甲板員〔481-02〕、航海士〔672-01〕

683-02 船舶機関員

船舶に乗り組み、船舶機関士の指揮監督のもとに、船用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの点検・調整などの船用機関を操作する作業に従事するものをいう。

ただし、漁船に乗り組み、漁労作業に従事する機関部員〔481-02〕を除く。

なお、船舶に機関士として乗り組み、船用機関の運転・整備などの仕事に従事するものは、〔673-01〕に分類する。

- 機関部員、操機員、操機手
- × 漁船機関員〔481-02〕、船舶機関士〔673-01〕

684 フォークリフト運転作業員

港湾・工場・倉庫などにおいて、フォークリフトを運転して、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものをいう。

なお、主に身体を使って、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものは、作業に従事する場所に即して〔752～754〕に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

684-01 フォークリフト運転作業員**684-01 フォークリフト運転作業員**

港湾・工場・倉庫などにおいて、フォークリフトを運転して、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものをいう。

なお、主に身体を使って、資材・荷物などの運搬・積み卸しの作業に従事するものは、作業に従事する場所に即して〔752-01～754-02〕に分類する。

○ フォークリフト運転手

× 港湾荷役作業員〔752-01〕、運搬作業員〔753-01〕、積卸作業員〔753-02〕、倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）〔754-01〕、冷蔵倉庫作業員〔754-02〕

689 他に分類されない輸送の職業

小型船舶の操縦、その他 681～684 に含まれない輸送の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

689-01 小型船舶運転者**689-99 他に分類されないその他の輸送の職業****689-01 小型船舶運転者**

遊漁船・渡船などの小型船舶を操縦する仕事に従事するものをいう。

○ 遊漁船船頭、遊覧船操縦士（小型船舶）、渡船船頭

689-99 他に分類されないその他の輸送の職業

船舶のけい（繫）留、航空機の誘導、その他 689-01 に含まれない輸送の作業をいう。

○ 航空機誘導員、自動車誘導員（フェリー）、船舶繫留員、ロープウェイ誘導係

69 定置・建設機械運転の職業

発電・送電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事、ボイラー・クレーンなどの定置機関・機械および掘削機械・整地機械などの建設機械の操作・運転・調整の作業、ならびにこれらに関連する作業をいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)定置機関・機械および建設機械の整備・修理の作業 [60 機械整備・修理の職業]

(2)採掘現場における手持ち機械・工具を用いた掘削等の作業 [74 採掘の職業]

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 691 発電員、変電員
- 692 ボイラーオペレーター
- 693 クレーン・巻上機運転工
- 694 ポンプ・送風機・圧縮機運転工
- 695 建設機械運転工
- 696 玉掛作業員
- 697 ビル設備管理員
- 699 その他の定置・建設機械運転の職業

691 発電員、変電員

発電所・変電所・電気動力室において、発電・送電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 691-01 発電・送電員
- 691-02 変電・配電員
- 691-03 自家用電気係員

691-01 発電・送電員

発電所において、発電・送電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 火力発電保守員、給電員、原子炉点検修理工、水力発電保守員、送電員、発電員

691-02 変電・配電員

変電所・配電室において、変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 配電員、配電室保守員、変電員、変電保守員

691-03 自家用電気係員

ビル・工場・病院などの電気動力室において、発電・変電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 自家発電運転員、動力室電気工、内燃機関運転工（自家用発電）

692 ボイラーオペレーター

ボイラーを点検・調整・操作して、蒸気・温水を供給する仕事に従事するものをいう。ただし、船舶機関部において、ボイラーの点検・調整の作業に従事するもの〔683〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)浴場においてボイラー以外の給湯機および温水器の点検・調整の仕事に従事するもの〔384〕
- (2)事務用・事業用ビルにおいて、空調設備などの操作・監視・点検・調整の仕事に従事するもの〔697〕

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

692-01 ボイラーオペレーター**692-01 ボイラーオペレーター**

ボイラーを点検・調整・操作して、蒸気・温水を供給する仕事に従事するものをいう。ただし、船舶機関部において、ボイラーの点検・調整の作業に従事するもの〔683-02〕を除く。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)浴場においてボイラー以外の給湯機および温水器の点検・調整の仕事に従事するもの〔384-01〕
 - (2)事務用・事業用ビルにおいて、空調設備などの操作・監視・点検・調整の仕事に従事するもの〔697-01〕
- ボイラー技士、ボイラーオペレーター見習
 - × 浴場従事人〔384-01〕、船舶機関員〔683-02〕、ビル設備管理員〔697-01〕

693 クレーン・巻上機運転工

クレーン・巻上機・コンベアを点検・調整・運転して、貨物・資材などを運搬する作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 693-01 クレーン運転工**
- 693-02 巻上機・コンベア運転工**

693-01 クレーン運転工

クレーン・デリック・揚貨装置を点検・調整・運転して、貨物・資材などをつ（吊）り上げて運搬する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)クレーン架装トラックの運転に従事するもの [663-01]

(2)玉掛けの作業に従事するもの [696-01]

- クレーンオペレーター、デリック運転工、トラッククレーン運転工、揚貨装置運転工
- × クレーン架装トラック運転手 [663-01]、玉掛作業員 [696-01]

693-02 巻上機・コンベア運転工

巻上機・コンベアを点検・調整・運転して、貨物・資材などを運搬・上げ下ろし・搬出する作業に従事するものをいう。

ただし、ケーブル機関の運転に従事するもの [699-02] を除く。

- ウィンチ運転工、コンベア運転工、ホイスト運転工、巻上機運転工
- × ケーブルカー運転員 [699-02]、スキーリフト機関運転員 [699-02]

694 ポンプ・送風機・圧縮機運転工

ポンプ・送風機（ブロー）・圧縮機（コンプレッサー）を点検・調整・運転して、揚水・送水、送風、空気の圧縮などの作業に従事するものをいう。

ただし、冷凍機・冷凍装置の運転に従事するもの [699] を除く。

なお、圧縮ガスを製造する作業に従事するものは、[501、541] に分類する。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

694-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工

694-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工

ポンプ・送風機（ブロー）・圧縮機（コンプレッサー）を点検・調整・運転して、揚水・送水、送風、空気の圧縮などの作業に従事するものをいう。

ただし、冷凍機・冷凍装置の運転に従事するもの [699-01] を除く。

なお、圧縮ガスを製造する作業に従事するものは、[501-02、541-01] に分類する。

- 圧縮機運転工、換気装置運転工、空気移送装置運転工、コンプレッサー運転工、送風機運転工、ブロー運転工、ポンプ運転工
- × 圧縮ガス製造設備オペレーター [501-02]、冷凍機運転工 [699-01]

695 建設機械運転工

掘削機械・整地機械・舗装機械・さく井機械などの建設機械を点検・調整・運転して作業に従事するものをいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

- 695-01 建設用機械車両運転工
- 695-02 舗装機械運転工
- 695-03 さく井・ボーリング機械運転工
- 695-99 他に分類されない建設機械運転工

695-01 建設用機械車両運転工

建設用機械車両を点検・調整・運転して、地面の掘削・整地、地固め、くい（杭）打ち、建物の解体などの作業に従事するものをいう。

なお、以下のものはそれぞれの分類項目に分類する。

- (1)フォークリフトの運転に従事するもの [684-01]
- (2)トラッククレーンの運転に従事するもの [693-01]
- (3)舗装機械の運転に従事するもの [695-02]
- (4)しゅんせつ（浚渫）機械の運転に従事するもの [695-99]
- (5)コンクリート打設機械の運転に従事するもの [695-99]
- くい（杭）打機運転工、掘削機械運転工、重機オペレーター（建設機械）、ショベルカー運転工、整地機械運転工、ブルドーザ運転工、ブレーカ運転工、ロードローラ運転工
- × フォークリフト運転作業員 [684-01]、トラッククレーン運転工 [693-01]、アスファルト舗装機械運転工 [695-02]、コンクリート打設機械運転工 [695-99]、しゅんせつ機械運転工 [695-99]

695-02 舗装機械運転工

舗装機械を点検・調整・運転して、アスファルト・コンクリートで道路などを舗装する作業に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)バッチャープラントの運転に従事するもの [502-99]
- (2)コンクリートミキサー車の運転に従事するもの [663-03]
- (3)コンクリート打設機械の運転に従事するもの [695-99]
- (4)主に身体を使って道路などを舗装する作業に従事するもの [731-02]
- アスファルトフィニッシャ運転工、アスファルト舗装機械運転工、コンクリートフィニッシャ運転工、コンクリート舗装機械運転工
- × バッチャープラントオペレーター [502-99]、コンクリートミキサー車運転手 [663-03]、コンクリート打設機械運転工 [695-99]、舗装作業員 [731-02]

695-03 さく井・ボーリング機械運転工

石油・天然ガス・温泉（熱水・蒸気）・水を採取するため、さく井機械を点検・調整・運転して、井戸を掘削する作業に従事するもの、および地質構造を調査するため、試すい（錐）機械を点検・調整・運転して、岩石・土壌を採取する作業に従事するものをいう。

大分類Ⅰ 輸送・機械運転の職業

なお、機械を運転して、石油・天然ガスを採取する作業に従事するものは、[699-99]に分類する。

- さく井工、試すい工、ボーリング工
- × 石油採取機械運転工 [699-99]、天然ガス採取機械運転工 [699-99]

695-99 他に分類されない建設機械運転工

コンクリート打設機械・さく岩機械・掘進機械・しゅんせつ（浚渫）機械の運転、その他 695-01～695-03 に含まれない、建設機械を運転して各種の作業に従事するものをいう。

- コンクリート打設機械運転工、さく岩機械運転工、シールド掘進機運転工、しゅんせつ機械運転工

696 玉掛作業員

クレーン・デリック・揚貨装置を用いて貨物・資材を運搬するため、ワイヤーロープなどのつ（吊）り用具の取り付け、フック掛け、運搬の合図などの作業に従事するものをいう。

ただし、建設躯体工事などの作業に付随して、玉掛け作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目] を除く。

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

696-01 玉掛作業員

696-01 玉掛作業員

クレーン・デリック・揚貨装置を用いて貨物・資材を運搬するため、ワイヤーロープなどのつ（吊）り用具の取り付け、フック掛け、運搬の合図などの作業に従事するものをいう。

ただし、建設躯体工事などの作業に付随して、玉掛け作業に従事するもの [それぞれの作業に対応する分類項目] を除く。

- 玉掛工
- × 建築とび工 [702-01]、建築鉄筋工 [703-02]

697 ビル設備管理員

事務用・事業用ビルにおいて、電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備を操作・監視・点検・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)設備管理だけでなく、清掃・警備・苦情の受付などを含むビル管理全般に関する仕事に従事するもの [413]
- (2)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453]

- (3)ボイラーの点検・調整・操作の仕事にもっぱら従事するもの [692]
 (4)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761]

この小分類に該当する職業は、次の細分類に分類する。

697-01 ビル設備管理員

697-01 ビル設備管理員

事務用・事業用ビルにおいて、電力・空調・冷暖房・給排水・防災設備を操作・監視・点検・調整する仕事に従事するものをいう。

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)設備管理だけではなく、清掃・警備・苦情の受付などを含むビル管理全般に関する仕事に従事するもの [413-01]
 (2)警備の仕事にもっぱら従事するもの [453-01]
 (3)ボイラーの点検・調整・操作の仕事にもっぱら従事するもの [692-01]
 (4)清掃の作業にもっぱら従事するもの [761-01]

○ ビル施設管理者

× ビル管理人 [413-01]、施設警備員 [453-01]、ボイラーオペレーター [692-01]、ビル清掃員 [761-01]

699 その他の定置・建設機械運転の職業

冷凍機・ケーブル機関の運転・調整、その他 691～697 に含まれない、定置・建設機械の操作・運転・調整の作業をいう。

この小分類に該当する職業は、次のいずれかの細分類に分類する。

699-01 冷凍機運転工

699-02 ケーブル機関運転工

699-99 他に分類されない定置・建設機械運転の職業

699-01 冷凍機運転工

工場・冷蔵倉庫などにおいて、冷凍機・冷凍装置を運転・調整して、冷凍室・庫内を冷却する作業に従事するものをいう。

冷凍食品の製造工程において、冷凍機を運転する作業にもっぱら従事するものを含む。

○ 冷凍装置運転工

699-02 ケーブル機関運転工

ケーブルカー・ロープウェイ・スキーリフトなどのケーブル機関を運転・調整して、観光客・スキー客などを輸送する作業に従事するものをいう。

○ ケーブルカー運転員、スキーリフト機関運転員、ロープウェイ運転員

699-99 他に分類されない定置・建設機械運転の職業

ごみ・し尿処理設備の操作、採油・天然ガス採取機械の運転、その他 699-01 および 699-02 に含まれない、定置・建設機械の操作・運転・調整の作業をいう。

- 下水処理施設設備操作員、ごみ焼却設備操作員、し尿処理設備操作員、浄水場設備操作員、石油採取機械運転工、天然ガス採取機械運転工